

空き家の解体で 困っていませんか？



福山市空家除却支援事業

対象となる空き家

市内にある特定空き家(※1)または危険家屋(※2)

(※1)空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当する空き家
(同法第22条第3項の規定に基づく措置命令を受けていないもの。)

(※2)住宅の不良度を判定した結果、合計評点が100点以上である空き家
(おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない空き家に限る)

補助金額

空き家の除却工事に要する費用の3の1以内

補助対象者(申請できる人)

- 1 空き家の所有者、またはその相続人
- 2 上記1の同意を得た者

特定空き家
危険家屋
上限
50万円

対象となる工事

- 1 補助対象空き家の全部を除却する工事
- 2 福山市内に本店、支店、営業所、事務所等を有している、解体業者等に請け負わせる工事
- 3 補助金の交付決定後に除却工事の契約及び着手をするもの

※ 補助金の交付決定前に、除却工事の契約及び着工した場合は、補助金の対象となりません。

申込方法

- ◆ 特定空き家・・・福山市が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家等に認定をし、所有者に対して解体等の指導を行っている空き家です。
直接、建築指導課にご相談ください。
- ◆ 危険家屋・・・裏面の【申請の流れ】をご確認ください。

申請期間

随時受付(先着順)し、予算枠に到達次第、受付を終了します。

【裏面あり】

申請の流れ(危険家屋)

申請者

建築指導課

① 相談・問い合わせ

- ・補助要件の確認
- ・手続き等の説明

申請する場合は事前に相談してください

② 危険家屋判定調査申請書の提出

- ・危険家屋判定調査申請書の受付
- ・判定調査の実施
- ・危険家屋判定通知書の送付

③ 危険家屋判定通知書の受理

危険家屋に 該当の場合

危険家屋に非該当の場合は、
補助金交付申請できません

④ 補助金交付申請書の提出

- ・補助金交付申請書の受付
- ・申請内容の審査
- ・補助金交付決定通知書の送付

⑤ 補助金交付決定通知書の受理

交付決定 の場合

補助金の交付決定前に、工事の契約及び着工した
場合は、補助金の対象となりません

⑥ 除却工事の契約及び着工

⑦ 工事完了実績報告書の提出

- ・補助金額の確定
- ・補助金額確定通知書の送付

⑧ 補助金額確定通知書の受理

⑨ 補助金交付請求書の提出

- ・補助金の交付

お問い合わせ

福山市建設局建築部建築指導課
空き家対策担当

(TEL. 084-928-1311)

空き家を リノベーション しませんか？



福山市空き家リノベーション事業

対象となる空き家

- ・1年以上、人が居住または使用していないこと。
 - ・耐震性能を有すること。(改修工事に合わせて耐震性を確保する場合も可。)
- ※ 上記のほかにも要件がありますので、詳しくは建築指導課までお問合せください。

補助金額

空き家の改修工事に要する費用の2分の1以内

新婚世帯・子育て世帯

上限

50万円

または

移住者※・定住者※

上限

30万円

※新婚世帯・子育て世帯を除く

親世帯と同居・近居※

加算

10万円

※ 親世帯が福山市内に居住

補助対象者(申請できる人)

次に掲げる要件をすべて満たす方になります。

1. 空き家に5年以上(移住者は10年以上)居住をする方であって、次のいずれかに該当する方

補助対象者	概要
新婚世帯	申請日において婚姻日から3年以内である夫婦または補助事業完了日までに婚姻する予定の方
子育て世帯	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方または妊娠している方がいる世帯
移住者	申請日において市外に3年以上継続して居住しており補助事業完了日までに市外から本市へ住民票を異動する予定の方
定住者	申請日において本市に転入して3年が経過していない方

2. 空き家を売買、相続若しくは贈与により取得または貸借する方
3. 新たに自らが居住するために工事を行う予定の方

※ 上記のほかにも要件がありますので、詳しくは建築指導課までお問合せください。

【裏面あり】

対象となる改修工事

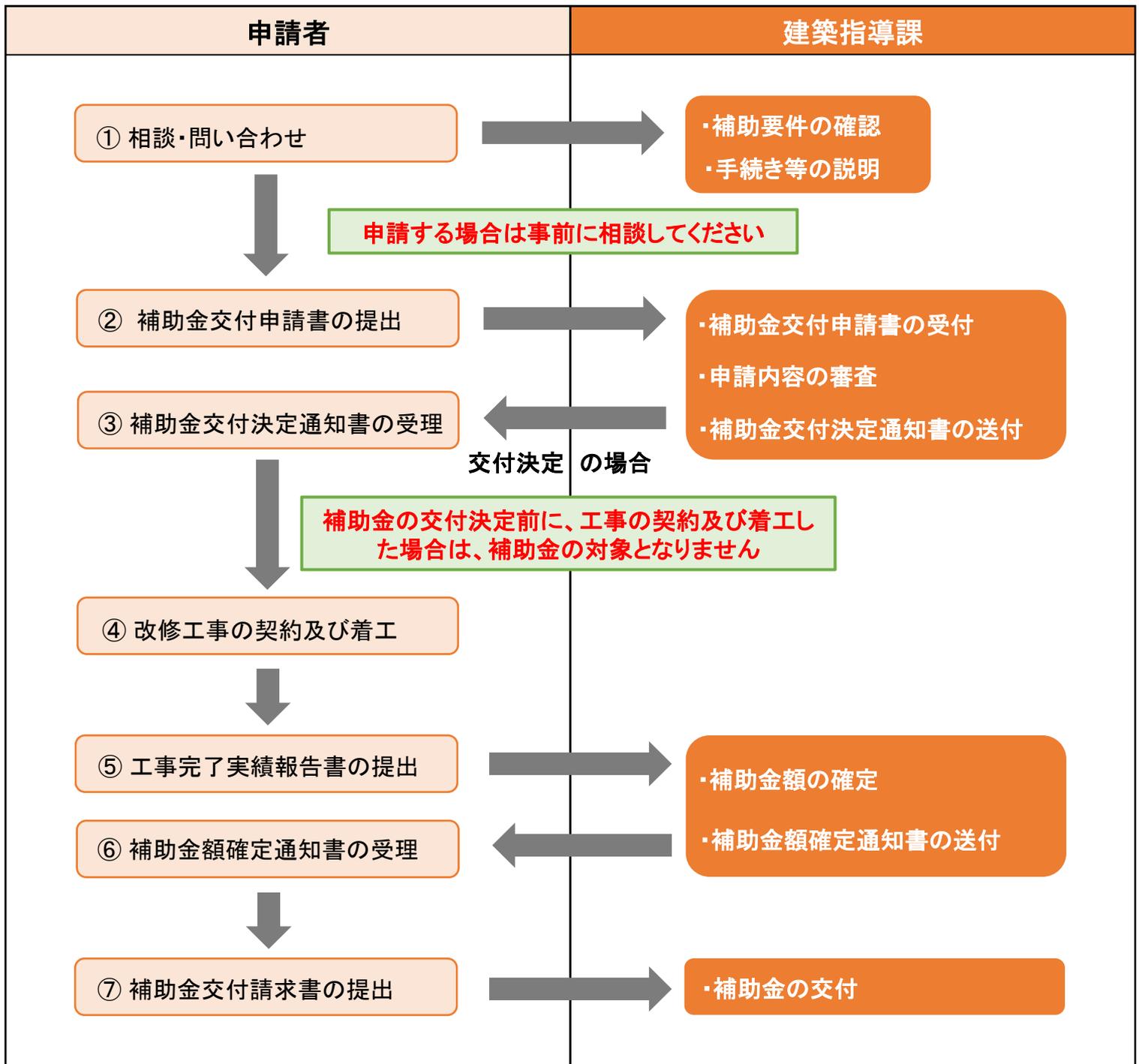
台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などの改修工事(申請者が自ら施工する場合も対象)
(福山市内に本店、支店、営業所、事務所等を有しているものが施工をすること)

※ 補助金の交付決定前に、除却工事の契約及び着工した場合は、補助金の対象となりません。

申請期間

随時受付(先着順)し、予算枠に到達次第、受付を終了します。

申込手続き ~ 補助金交付までの流れ



お問い合わせ

福山市建設局建築部建築指導課
空き家対策担当

(TEL.084-928-1311)

福山市空家等地域活性化推進事業

【事業内容】

空き家の発生を抑制・予防するとともに、地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため、空家等を改修等して活用する地域を支援するもの

※学区（町・地区）まちづくり推進委員会からの申請のみとする。

【補助対象者】

学区（町・地区）まちづくり推進委員会

【補助金】

補助金の対象となる経費の4分の3以内で、限度額45万円（千円未満切り捨て。）

【対象事業】 ※他の同種の補助金等を受けていないものであること。

- (1)空家等改修事業（空家等の改修工事をいう。一部の除却工事を含む。）
- (2)家財等処分事業（家財等の家財道具の処分をいう。）
- (3)空家等管理事業（敷地内の除草、樹木の伐採等をいう。）
- (4)その他空家等の活用のために特に市長が認める事業

【補助要件】

地域が空き家の発生を抑制・予防するとともに、地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため、対象事業を実施して活用につながる見込みがあること。

【補助対象経費】

対象事業に必要な費用

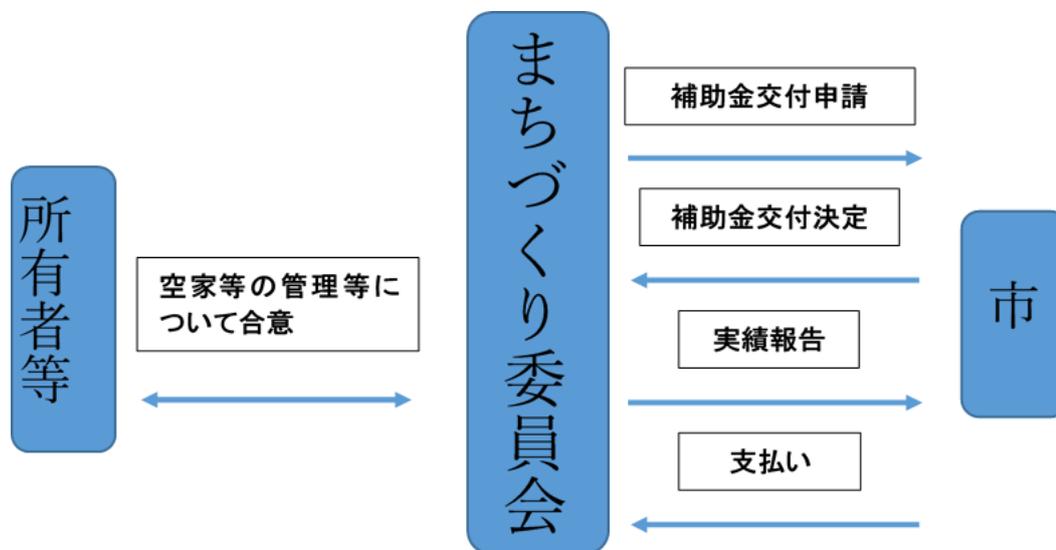
- (1)空家等の改修工事、一部の除却工事、家財等の処分、樹木の伐採等で業者への支払金額
 - (2)自ら事業を行う場合のリース料、原材料費、消耗品購入費用等
- ※個別に対象となる経費の詳細については、お問い合わせください。

必要経費と認められないもの

飲食に関する費用、慶弔費、見舞金品、記念品等の交際費及びこれに類するもの、積立金及び預金、人件費、他団体への補助金、負担金等、会員相互の親睦又は交流を目的とした研修費等

備品（必要性や継続性を考慮して、市長が必要と認めるものを除く。）

【事業の流れ（概図）】



【お問い合わせ先】

福山市東桜町3番5号

福山市建設局建築部建築指導課（空き家対策担当）

TEL 084-928-1311